

陳情の審査結果

9月定例会では陳情2件が審査され、2件とも採択となりました。

- ◇陳情◇ 非核三原則の法制化を求める 秋田県原爆被害者団体協議会 [意見書提出]
- ◇陳情◇ 司法修習生の給費制の存続を求める 秋田弁護士会 [意見書提出]

意見書の提出

市議会では国会や関係行政庁へ下記の意見書を提出しました。

- ◆非核三原則の法制化を求める
- ◆司法修習生の給費制の存続を求める
- ◆米価の大暴落に歯止めをかけるよう求める
- ◆免税軽油制度の継続を求める

●請願・陳情の提出はじのよひ●

市議会に対しいつでも請願・陳情をすることができます。

提出方法 必要事項を記入し押印したものを提出してください。

【必要事項】

- 請願（陳情）の趣旨
- 提出年月日
- 請願の場合は紹介議員の署名又は記名押印
- 提出者の住所・氏名
- 提出先 議会事務局（横手庁舎6階）へお持ちください。

請願・陳情の審査 請願・陳情が出されると委員会が審査が行われ、本会議で結論が出されることになっていきます。なお、定例会開会2日目午後5時までに提出された請願・陳情については当該定例会での審査となりますが、それ以降に提出されたものについては次の定例会での審査となります。

審議に馴染まないものは例外的な取り扱いとして議会での審議から除外されます。除外基準に該当するか否かについては、議会運営委員会において協議のうえ議長が決定します。

【除外基準例（一部抜粋）】

- 係争中のものまたは調停中のもの
- 市の事務に関係しない事項を願意とするもの
- ファクシミリ・電子メール・市外からの郵送により提出されたもの
- その他、議会の審議になじまないことと議長が判断するもの。

なお、審議除外と決定されたものについては、議員または所管の委員会に配布及び関係部局に参考送付されます。

※詳しくは議会事務局までお問合せください。
(電話32-25335)

8月臨時会の概要

◆平成22年第4回8月臨時会は、8月16日に開かれました◆

中学校統合事業の工事請負契約締結議案を議決

8月臨時会では、物損事故等に係る損害賠償の専決処分4件の報告に続き、条例廃止案や、住宅リフォーム事業の継続実施・豪雨により発生した災害の復旧事業にもなう補正予算案の専決処分2件が承認されました。その後、工事請負契約締結3件の議案が上程され、質疑を経て所管の常任委員会に付託されました。

総務文教常任委員会では西部地区中学校統合事業（横手明峰中）の工事請負契約締結案について審査され、陸上競技場・落札率・バリアフリー対策についての質疑がありました。

本会議を再開し、総務文教常任委員長からの審査報告の後、採決では、いずれの議案も原案のとおり可決し閉会しました。

議案
工事請負契約の締結について
西部地区中学校統合事業（横手明峰中）における工事費。

- 建築本体工事 22億340万4千円
- 電気設備工事 3億975万円
- 機械設備工事 3億274万9千5百円